

龍谷総合学園 講師交通費助成制度（要項）

1. 目 的

龍谷総合学園加盟校において開催される教職員・学生・生徒・保護者会を対象とする研修会等の講演講師の交通費助成を行うことにより、各加盟校の宗教教育がより推進されることを目的とする。

2. 内 容

①助成条件について

- ・本制度での交通費支給の対象は、(1)御同朋の社会をめざす運動(実践運動)、(2)同和・人権教育(カルト問題対策を含む)、(3)その他宗教教育の推進を目的とすると認められるものをテーマとする研修会に限る。
- ・講師を申請校で選任する場合も本制度の交通費助成は適用されることとする。
- ・申請校内部の講師については、本制度の適用外とする。

②交通費助成の申請手続について

- ・所定の申請用紙に必要事項を明記のうえ、龍谷総合学園事務局宛に送付する(原則として研修会開催の一か月前に申請すること)。
- ・講師が当日使用する経路について、資料等があれば添付すること。

③交通費金額の算出について

- ・交通費は、原則として講師自宅の最寄り駅より会場の最寄り駅までの往復料金とする。
- ・交通費は、原則として講師が実際に使用する経路の鉄道の乗車料金・特急料金・グリーン料金を算出する。
- ・特に必要な場合は、バス料金を算出する。

- ・北海道所在の学園へ道外在住の講師が出向する場合、及び北海道所在以外の学園へ道内在住の講師が出向する場合は航空運賃を算出する。

④交付方法について

交通費は、龍谷総合学園事務局より申請校指定の口座への銀行振込にて交付する。

3. その他

- ・講師への謝礼については申請学園の負担とする。

以 上